

## DPC 制度 (DPC/PDPS) に係る医療機関の手続き等について (案)

DPC 制度に係る今回改定での対応を踏まえ、DPC 制度への参加及び退出、医療機関別係数の設定に係る医療機関の手続き等について、以下のような見直しや再整理を行ってはどうか。

### 1. DPC 制度への参加と退出

#### (3) DPC 制度から退出した病院の退院患者調査への参加

現行ルールでは、DPC 制度から退出した病院は、「その後引き続き『DPC 導入の影響評価に係る調査 (特別調査を含む。)] に 2 回適切に参加しなければならない」とされているが、退出理由や退出時期によりその後の具体的な対応が異なることから、以下の通り明確化してはどうか。

#### <DPC 制度から退出後の退院患者調査への参加義務>

DPC 制度からの退出パターン	退院患者調査への参加期間
・ 通常の退出 (診療報酬改定時に退出)	次回改定までの間参加
・ DPC 対象病院の基準 (退院患者調査に適切に参加できなくなった場合を除く。) を満たさなくなった場合 (DPC 対象病院の要件を満たさない状態が 3 か月以上継続した場合)	次々回改定までの間参加
・ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合 ・ 退院患者調査に適切に参加できなくなった場合	退出審査会において個別に判断
・ 保険医療機関を廃止する場合 ・ DPC 算定病床となりうる一般病床がなくなった場合	なし (参加不能)

#### 【参考】 DPC 対象病院・準備病院の現況 (詳細は 6 ページ参照)

平成 24 年度から DPC 対象病院は 1,505 病院に (新たに 58 病院が DPC 制度に参加)、DPC 準備病院は 248 病院となる見込み (平成 24 年 3 月 25 日時点)。